

# (新) ふくしま県産木材利用推進計画

平成19年9月

福 島 県

## 1 計画策定の背景

本県の木材需要量は図1のとおり近年は毎年減少しており、素材生産量も同様の傾向にあります(図2)。また、本県の森林資源は図3及び図4のとおり利用可能な森林資源が蓄積する一方、手入れの行き届かない森林が見られるなど、森林の有する多面的機能発揮への影響が危惧されています。

このような中、本県の森林を健全な状態で次世代に引き継ぐために、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参画する森林づくり」に取り組んでいます。

これらを踏まえ、県では、「ふくしま県産木材利用推進方針」に基づき、県産木材の利用推進を図り、民間需要の先導役としての役割も果たしていくこととしています。

## 2 計画の位置づけと計画期間

(新)ふくしま県産木材利用推進計画では、県が自ら取り組む県産木材利用に加え、市町村や民間需要の利用促進のために県が取り組んでいる関連施策等の全体像を示すため策定します。

本計画の計画期間は、平成19年度から平成23年度までとします。

なお、社会情勢の変化に的確に対応するため、「ふくしま県産木材利用推進会議」において、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 3 目標値(指標)の設定

本計画の目標値(指標)を次のとおり設定し進捗管理を行います。

### (1) 公共建築物(木造化を図る建築物)

単位面積当たりの木材利用量	0.22 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
---------------	-------------------------------------

### (2) 公共土木事業

5カ年間の木材利用量	25,000 m <sup>3</sup>
------------	-----------------------

※ 上記目標値に対する進捗管理は次のとおりとします。

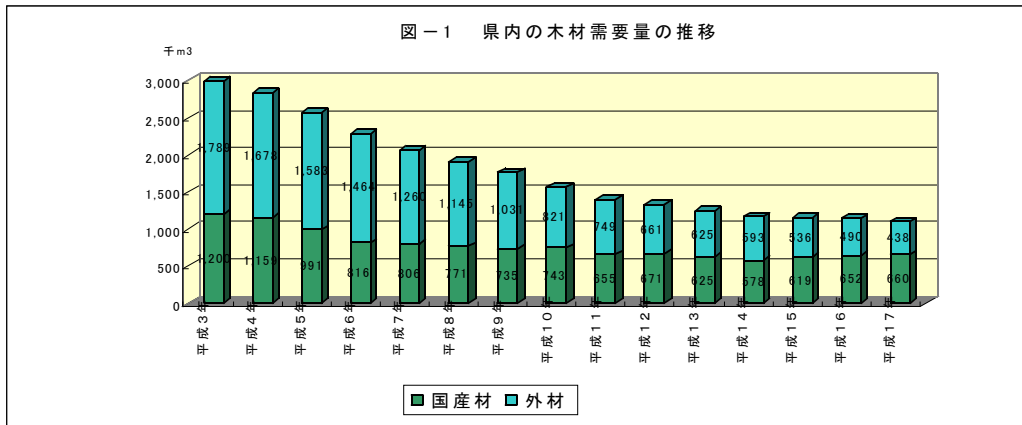
- ① (1)は、県事業による公共建築物の木造化を図る建築物の目標値とし、各施設毎に県産木材等の利用量を毎年把握する。
- ② (2)は、県事業による公共土木事業の目標値とし、県産木材の利用量を毎年把握する。
- ③ 県事業以外については、ふくしま県産木材利用推進会議の地方連絡会議構成員による利用量も併せて把握する。

### (参考指標)

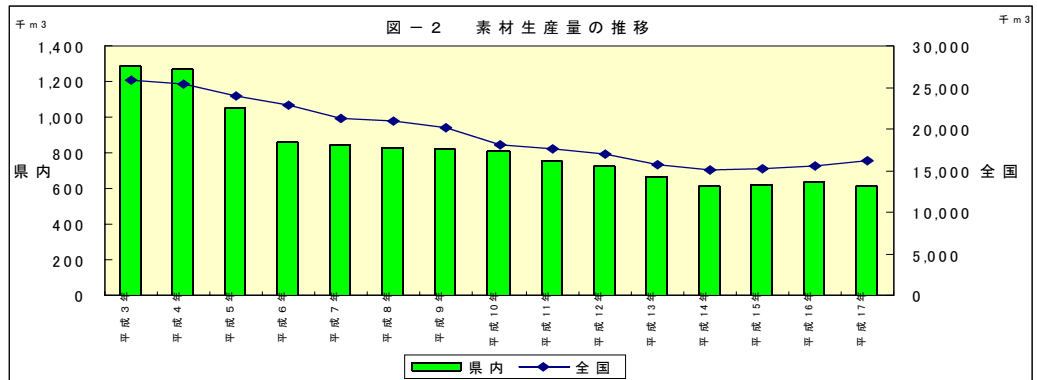
公共建築物(木質化を図る建築物)

単位面積当たりの木材利用量	0.02 m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>
---------------	-------------------------------------

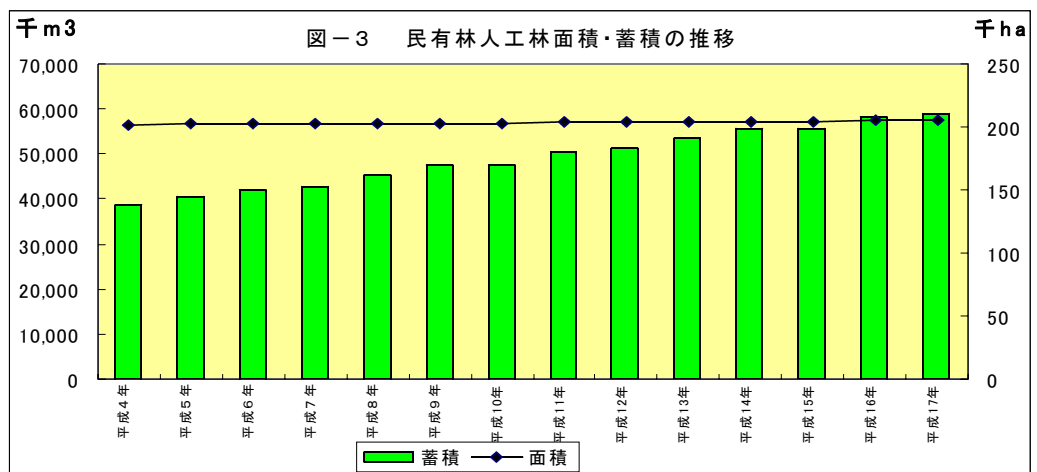
※上記参考指標は、県事業による公共建築物の木質化を計画する際に目標とする参考指標とし、木質化を図った建築物の中から優良事例等を把握する。



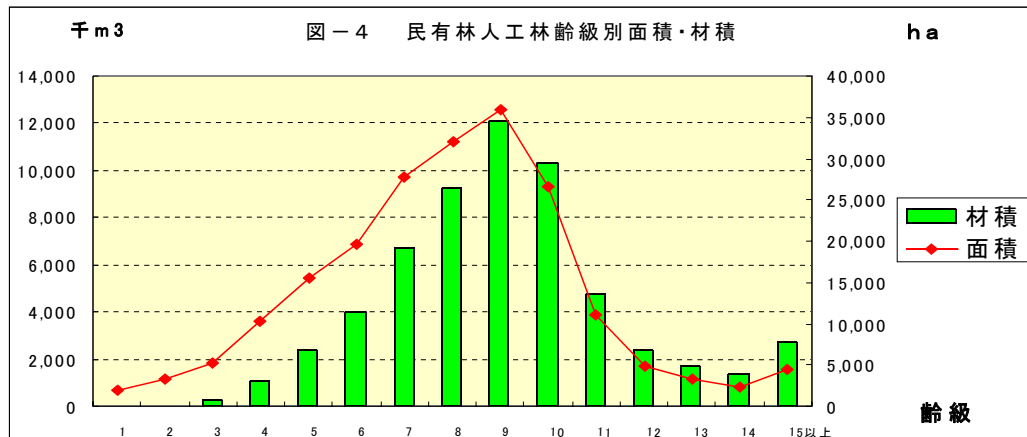
福島県農林水産部「木材需給と木材工業の現況」



農林水産省「木材需給報告書」



福島県農林水産部「福島県森林・林業統計書」



福島県農林水産部「福島県森林・林業統計書(平成17年度)」

# 取組の体系

## 1 県による木づかい

(1) 公共建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物等の木造化・木質化の推進

(2) 間伐材等の利用推進

公共土木事業で間伐材等木材の幅広い利用推進

(3) グリーン購入の推進

環境に配慮した木製品等の調達推進

## 2 住宅等への県産木材利用促進

① 品質・性能の優れた県産木材製品の安定供給を促進

② 安全・安心な木造住宅の建設を促進

③ 技術・技能の優れた木造建築の担い手の育成

④ 県産木材を活用した住宅づくりを促進

## 3 市町村との連携強化

情報の共有化

## 4 木づかいの普及啓発

(1) 県民への普及啓発

① 森林と木にふれあう指導者の育成

② 消費者への木材利用の理解を促進

③ 学校教育の中で、木の良さ等を普及啓発

(2) 県産木材等情報の提供

県産木材、合法木材供給事業者情報の提供

(3) 木質バイオマスの普及・利用促進

木質バイオマスの普及・利用促進

# 取組計画

## 1 県による木づかい

### (1) 公共建築物の木造化・木質化の推進

#### 公共建築物等の木造化・木質化の推進

公共施設での木材利用は、木の良さや使い方を多くの方に身近に知ってもらうことができ、木材利用を促進する面で地域への高い波及効果が期待できます。

また、多くの炭素を木材中に固定し、長く利用することで地球温暖化防止にも効果があります。

特に、温かみがある、適度に柔らかく安全である点などから、教育施設や社会福祉施設での利用には、木材は最適な素材です。

さらに、木材を利用する際、県内で育った木材を利用することは、身近な森林を守り育てることにつながります。

- 県有施設の特性や地域性を考慮し、木造・木質化を推進します。 [全部局、教育庁]  
[企業局、警察本部]
- ・ 「県有施設の木造化・木質化の推進に関する指針」に基づき、県産木材の利用を推進します。
- ・ 木造施設以外の木質化(内外装材、公園・外構施設等)を推進します。

### (2) 間伐材等の利用推進

#### 公共土木事業で間伐材等木材の幅広い利用推進

山の木を育てる上で間伐は欠かせません。間伐材の利用は、健全な森林づくりを促進し、森林の水源かん養や国土保全など多面的な働きを高めます。

特に、公共土木事業等での利用は、継続的に使用でき、利用状況を共有することで他分野への波及効果も期待できます。

なお、県のグリーン購入調達方針では、公共工事の資材として間伐材の優先的利用を図ることとしています。

- ふくしま県産木材利用推進会議において、間伐材等の利用目標を [農林水産部]  
定め、関係機関等が一体となって間伐材等の利用を推進します。 [生活環境部、土木部]
- ・ 治山事業、林道事業: 柵工、間伐材型柵工、丸太法面工、木製デリネーター等 [農林水産部]
- ・ 農村整備: 柵工、水路工、階段工等 [農林水産部]
- ・ 河川事業: 護岸工、木工沈床等 [土木部]
- ・ 公園整備: 植栽木の支柱等 [土木部]
- ・ 都市整備: 街路樹の支柱等 [土木部]
- ・ 道路建設: 木柵等 [土木部]
- ・ 砂防事業: 仮設資材、法面緑化基盤材等 [土木部]
- ・ 自然保護: 木道等 [生活環境部]
- 間伐材を利用した新たな用途開発を推進します。 [農林水産部]
- 間伐材を利用した工事中標示板の利用を継続します。 [生活環境部、土木部]
- 仮設資材への間伐材利用を進めます。 [生活環境部、土木部]
- ・ 木製バリケード等の利用に努めます。

## 【1 県による木づかい】

### (3)グリーン購入の推進

#### 環境に配慮した木製品等の調達推進

県では、グリーン購入調達方針により、調達する物品の品目、判断基準等を定めた「ふくしまエコオフィス実践計画」に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めています。

また、近年は、間伐材を含んだ紙製品が作られており、そういった製品の利用を進め、森林の整備に貢献することが大切です。

- 名札、テーブル、椅子、案内板の設置等、庁用物品等の調達は県産木材利用に努めます。 [全部局、教育庁]  
[企業局、警察本部]
- 間伐材パルプを含んだ紙製品の導入を進めます。 [全部局、教育庁]  
[企業局、警察本部]
  - ・ 印刷物・名刺など、間伐紙の導入を推進します。
  - ・ カートカンなどの利用に努めます。

## 2 住宅等への県産木材利用促進

1

#### 品質・性能の優れた県産木材製品の安定供給を促進

平成12年に施行された「住宅の品質確保の促進に関する法律」により、新築住宅の基本構造部分(柱、梁、土台等)に10年間の瑕疵担保責任が義務付けられるなど、良質な住宅供給への動きが高まっております。

このため、割れや狂いが少なく品質が安定した乾燥材など、良質な製材品の安定供給を進める必要があります。

- 乾燥材の生産を促進します。 [農林水産部]
  - ・ 乾燥材製品の出荷等に対して助言、指導を行います。
- 製材品の加工技術の向上を促進します。 [農林水産部]
  - ・ 製材・加工施設等の整備に関する助言、指導を行います。
- 県産ブランド材「とってお木」の生産を促進します。 [農林水産部]
  - ・ 認定工場に対して助言、指導を行います。



## 【2 住宅等への県産木材利用促進】

### 2 安全・安心な木造住宅の建設を促進

木材は、湿気を吸収する、熱を遮断する、有害な化学物質を放散しないなど、快適な居住環境をつくるうえで最適な素材です。

そこで、県民が安心して木造住宅を取得できる環境の構築が必要です。

- 福島県の特性を活かす木造住宅工事の共通仕様書(案)を示します [土木部]
- 木造住宅に関する情報提供を行います。 [農林水産部、土木部]
  - ・ 毎年度開催される木材フェアにおいて、県産木材製品や家づくりの情報を提供します。
  - ・ 県ホームページにおいて、地方公共団体が行う個人向け住宅支援制度の情報を提供します。

### 3 技術・技能に優れた木造建築の担い手の育成

「地域の資源＝地域の宝」として、地域の森林資源を活かした住まいづくりを担っているのは地域の設計者、工務店、大工です。

このため、木造住宅の良き理解者となってもらおうよう、設計者、工務店、大工の養成と、技術・技能の向上などを図ることが必要です。

- 大工、工務店等を対象とした施工技術の研鑽を関係団体と連携して行います [土木部]
- 新しい大工の養成を進めます。 [土木部]
  - ・ ふくしまの棟梁(親方)コンクールの開催により、技能者の地位の向上や後継者の指導・育成を図ります。

### 4 県産木材を活用した住宅づくりを促進

県産木材を利用することは、地域の森林整備を促進し、水源かん養や県土保全などの森林の有する多面的機能を発揮させるとともに、建築現場までの輸送エネルギーが少なく、環境保全にもつながります。

県産木材を使った住宅づくりは木材生産者の顔が見え、また地元の気候風土になじんだ県産木材を使うことで、住み心地がよく安心した家づくりができます。

より一層の利用を促進するためには、県産木材の普及啓発と「顔の見える木材での家づくり」に取り組むグループの情報を発信していくことが必要です。

- 県産木材を活用した住宅づくりを促進します。 [農林水産部]
  - ・ 品質・性能の確かな県産木材の利用促進を支援します。
- 優良な木造住宅のストック形成を促進します。 [土木部]
  - ・ 住宅の設計及び工事監理に要する一部の費用を支援します。
- 市町村による県産木材を活用した住宅づくりを促進します。 [農林水産部、土木部]
  - ・ 各市町村の取組事例等の情報提供を行い、地域産業の活性化を促します。
- 県内の金融機関と連携して県産木材を活用した住まいづくりを促進します。 [土木部]
  - ・ 持続可能な地域社会形成に資するため、金融機関による地域貢献として良質な住まいづくりに金利優遇を促進します。
- 県内の「顔の見える木材での家づくり」グループの活動を促進します [農林水産部]
  - ・ 木材のトレーサビリティなどに取り組む家づくりグループの活動紹介など情報発信に努めます。

### 3 市町村との連携強化

#### 情報の共有化

- 福島県産木材利用推進会議における地方連絡会議の中で市町村や関係機関が一体となり、地域における県産木材利用の情報共有化を図ります。  
・ 地方連絡会議の各委員による取組事例の紹介等を行います。 [全部局、教育庁]  
[企業局、警察本部]
- 市町村が行う間伐材等の利用促進に対して、森林環境交付金により支援します。(平成18年度～22年度)  
・ 地域の特性や資源を活かした間伐材等の利用を促進します。 [農林水産部]
- 市町村等が整備する各種補助事業、施設等において県産木材の利用を促進します。 [全部局、教育庁]  
[企業局、警察本部]
- 市町村による県産木材を活用した住宅づくりを促進します。  
・ 各市町村の取組事例等の情報提供を行います。 [農林水産部、土木部]

### 4 木づかいの普及啓発

#### (1) 県民への普及啓発

##### ① 森林と木にふれあう指導者の育成

消費者が、数ある消費行動の中から木製品を選択するためには、製品として品質・性能・価格など消費者ニーズに合ったものを提示することはもとより、木の優れた作用や森林との関わりなどを伝えていくことが必要です。  
また、身近な森林の中で木にふれあい体験活動等を通して、「地域の宝」を改めて見つめ直し、誇りと愛着をもって地域の木をできるだけ利用することが、地域における環境に配慮した資源循環型社会へつながります。

- もりの案内人の養成を積極的に推進します。 [農林水産部]
- うつくしま<sup>もり</sup>森林づくり塾により、森林と木の理解者を増やします。 [農林水産部]

##### ② 消費者への木材利用の理解を促進

多様化する消費者ニーズに対応するため、実需者が求める県産木材等の入手先から製材品等に至るまで、県内の供給情報を伝えていくことが必要です。  
また、消費者に対しても、県産木材の利用意義や木製品の良さを広く普及啓発することにより県民一人ひとりの意識向上を図ることが大切です。

- 製材、加工品、木製品の生産情報を関係団体と連携し積極的に情報発信します。 [農林水産部]  
・ ホームページ等を活用し、県産木材を使った製品カタログ等を提供します。  
・ 各種イベント等へ木製品の展示販売を働きかけます。
- 県認定のうつくしま、エコ・リサイクル製品の利用を促進します。 [全部局]

#### 【4 木づかいの普及啓発】

3

##### 学校教育の中で、木の良さ等を普及啓発

児童、生徒に、木材を直接感じ、正しく理解してもらうことは、将来にわたって、木材を利用していくという社会的な認識を育てることにつながります。

なお、普及啓発を進めるにあたっては、NPOや関係団体等の協力を得て連携して取り組むことが大切です。

- 小学校児童を対象に、総合的な学習の時間等を活用した普及啓発 [農林水産部]  
に取り組んでいきます。 [教育庁]

- ・ 森林環境ゼミナールの実施を行います。

- 森林環境学習を推進します。 [生活環境部、農林水産部、教育庁]

#### (2) 県産木材等情報の提供

##### 県産木材、合法木材供給事業者情報の提供

県産木材の利用推進にあたっては、木製品等を調達する方が県産木材に関する情報を得られる環境を整えることが大切です。

また、木材は「植える、育てる、利用する」を繰り返すことで再生可能な資源であり、利用する際は、法令に基づき伐採し証明できる木材を優先的に調達することが、森林の持続的な整備・保全につながります。

さらに、木材利用に関する試験研究の成果等を提供することで、新たな用途や安心感が得られ木材に対する理解が深まります。

- 福島県木材業者等登録事業者の情報を発信します。 [農林水産部]

- ・ 登録事業者の生産情報等をホームページを活用して情報発信します。

- 合法木材の証明・生産を促進します。 [農林水産部]

- ・ 林業・木材団体と連携を図り、合法木材供給事業者数の増加を促進します。

- 製材、土木用資材、木製品等を調達する際は、合法木材の活用 [全部局、教育庁]  
を促進します。 [企業局、警察本部]

- ・ 伐採の合法性が証明された県産木材や木製品等の調達に努めます。

- 木材利用に関する試験研究の情報を発信します。 [商工労働部、農林水産部]

#### (3) 木質バイオマスの普及・利用促進

##### 木質バイオマスの普及・利用促進

木質資源のカスケード利用により、チップ、ボードの原料、発電やボイラー等の熱源として有効利用することは、石油などの化石燃料の消費を減らします。

さらに、林内に放置されている林地残材や製材端材等を有効に活用することは、循環型社会の形成につながります。

- 木質バイオマスの普及啓発を図ります。 [企画調整部、生活環境部、農林水産部]

- ・ 各種イベントや広報を活用し、木質バイオマス、木質ペレットの普及啓発を実施します。

- 木質ペレットの利用を促進します。 [農林水産部]

- ・ 公共施設へのペレットストーブの導入及び県民への導入支援を図ります。

- 木焚ボイラー等の整備を促進します。 [農林水産部]

- ・ 国庫交付金等の活用を助言するなど施設整備による、木材乾燥時等の省エネルギーを促進します。